第 章

☆ 計画の推進体制

計画の推進について

計画を実現するためには、農業者、消費者、食関連産業・観光・商工分野及び農業協同組合等関係機関が多様な主体として相互に連携し、共通認識を醸成し、長崎市ならではの農業振興にむかって各種取組みを推進する必要があります。

また、平成28年4月には、改正された農業委員会法及び農業協同組合法が施行されるなど関係機関においても大きな変革の時期となっています。長崎市農業振興計画では、前期計画においては、産地振興を柱とした取組みを基本に事業を展開してきましたが、後期計画においては、産地振興と地域農業振興との車の両輪により、施策展開を図ります。

具体的には、地域ブランドの育成を推進する「産地づくり」、安心して農業を営む環境づくりを進める「地域づくり」、意欲ある農業者の育成確保を図る「人づくり」、多様な主体の交流促進による食関連産業を活性化する「交流づくり」により、農業に新しい活力を生み出す取組みを進めることを基本としています。

本計画の推進により、ひいては、農業を起点とした地域や関連産業の活性化が図られるとともに、 市民生活における健康的で豊かな食生活への推進につながっていくものと考えています。



関係者等の役割

2-1 生産者・地域の役割

生産者は、農業及び地域の担い手として、この計画の推進 や地域農業の振興を主体的に進める必要があります。

また、安全・安心な農産物を安定的に生産供給し、地域資源、農地や水環境を持続的に保全していることに誇りを持ち、経営者として自らの農業経営の安定により、産業として成り立つ儲かる農業の実現に意欲的に取り組むことが基本です。

担い手の育成にむけ、地域の受け皿の拡充や労力支援など 集落営農、地域自らが策定した人・農地プランの達成にむけ た地域ぐるみの取組みが必要になってきています。

本計画の「産地づくり」「地域づくり」「人づくり」「交流 づくり」の主体であり、行政はもちろんのこと、農業関係団 体が積極的に支援していきます。





2-2 JA・関係団体等の役割

JA(農業協同組合)は、農業生産力の増進と農業者の経済的・社会的地位の向上を図るため、組合員である農業者への営農指導事業や購買・販売(経済)事業、信用・共済事業等の各種事業を行っています。

改正農業協同組合法の目的の一つに「農業所得の 増大」があり、より一層その役割を発揮する組織に なることが求められています。

組合員である農業者のための地域に根ざした組織



として、多岐にわたる事業を行っており、農業関係者のみならず、消費者や関連産業等との連携を 図りながら、担い手や産地の育成、流通販売の強化及び地域の活性化などに中心的な役割を果たす ことが必要です。

また、長崎花き園芸農業協同組合や全国農業協同組合連合会など農業関係団体は、農業者及びJA等と連携を図りながら、農業振興の中核的な推進機能として、営農支援体制の強化や地域マネジメント機能の強化等、農業を牽引する、より一層のリーダーシップが求められます。

2-3 事業者(加工・流通・販売・食関連産業等)の役割

食料の生産加工、流通及び販売に携わる事業者をはじめ長崎市で経済活動を行う事業者は、消費者と生産者をつなぐパイプ役として地元農産物の積極的な活用を促進し、安定的かつ効率的に利用されるよう流通の確保に努めるとともに、多様化・高度化する消費者のニーズを的確にとらえ、柔軟性・即応性を持って供給できる体制づくりが求められています。

また、農商工連携、6次産業化への事業者の取組み及び「長崎ならでは」の和・洋・中が融合した長崎市の食文化へのさらなる寄与が期待されます。





2-4 市民(消費者)の役割

市民は、農業・農村が持つ食料供給や環境保全等の多面的な機能の大切さを理解し、地域で生産された農産物を積極的に消費しようとする意識を持ち、そして広げていく役割を担っています。

加えて、グリーンツーリズムや地産地消・食に関するイベント等への参加、農業ヘルパー等を含め様々な形で 農業・農村の援農者として支えていくことが期待されま す。







2-5 長崎市農業委員会の役割

農業委員会は、「農業委員会等に関する法律」に基づき市町村に設置される独立の行政委員会です。

改正農業委員会法により、「農地利用の最適化の推進」として「担い手への農地の集積・集約化」 「遊休農地の発生防止・解消」「新規参入の推進」が農業委員会の役割として義務化されました。 農業委員会としては、農地の権利移動に係る許認可や農地転用など農地法等の公正な執行はもと より、遊休農地については、農業経営に意欲を示す農業者、新規就農者、企業参入などの農業の担 い手等への利用促進に力を入れています。

また、農業委員は、地域農業・農村のリーダーとして、農地関係のみならず、農業者、関係団体 及び行政等と密接に連携した、さらなる活動が期待されています。特に、農地集積・流動化、農業 者の育成、有害鳥獣対策などのほか、人・農地プランの実現に向け重要な役割を担っています。

2-6 一般財団法人 長崎市地産地消振興公社の役割

平成 24 年 4 月 1 日に、財団法人から新たに一般財団法人として設立された長崎市地産地消振 興公社は、農地中間管理事業を活用した農地流動化の促進や農業研修を通じた農業担い手の確保・ 育成などの各種事業を実施するとともに、直売所「みさき駅さんわ」を運営し、総合的な地域農業 の活性化と地域の発展に努めています。

今後、なお一層、担い手への農地の集積、就農に向けた人材育成及び地産地消の推進など、地域 農業の振興を図るうえで重要な役割を担っており、なお一層の取組みが期待されます。

2 - 7 長崎市の役割

長崎市は、生産者・地域、JA・関係団体、事業者、市民、 農業委員会、一般財団法人長崎市地産地消振興公社及び国・県 などとの相互の連携を図りながら、最も身近な行政機関として、 この計画の実現にむけ、必要な施策の展開を積極的に推進して いきます。

また、社会経済情勢の変化、生産者や市民のニーズをふまえつつ、着実に計画を推進していくため、取組みの進行管理・評価・改善を行う必要があります。

なお、農業センターでは、引き続き、農業者の労力支援の拡充にむけ、農業ヘルパー研修や無料職業紹介を実施します。

この計画の策定主体であり、長崎市の農業振興を図っていく 重要な主体として、「産地づくり」「地域づくり」「人づくり」「交 流づくり」の推進により、農業に新しい活力を生み出す取組み を進めます。





2-8 長崎県への期待

長崎県においては、平成28年度からの長崎県の農林業・農山村の目指す姿と施策方向性を示した「新ながさき農林業・農山村活性化計画」を策定し、「生産・流通・販売対策」を軸としたしっかり稼ぐ仕組みを構築し、農林業・農山村全体の所得向上を図ることで、人を呼び込み地域がにぎわう社会の実現を目指すとされています。

市町や地域の課題・ニーズをふまえた有効な施策の 実現のため、長崎市との情報交換や政策協議等の協



働・連携を図りながら、「新ながさき農林業・農山村活性化計画」を基本姿勢とする効果的な施策 展開、地域の実情に応じたサポート体制の充実及び財政支援措置など、長崎市農業振興計画が円滑 かつ効率的に推進できるよう積極的な支援・指導を期待します。

2-9 国への期待

国においては、平成 27 年 3 月策定の「食料・農業・農村基本計画」では、平成 25 年 12 月公表(平成 26 年 6 月改訂)された「農林水産業・地域の活力創造プラン」をふまえ、農業や食品産業の成長産業化を促進するための産業施策と、農業・農村の有する多面的機能の維持・発展を促進するための地域政策を車の両輪として、若者たちが希望を持てる「強い農業」と「美しく活力ある農村」の創出を目指していくとされています。



地域農業の振興にあたり、多様な地域の実情に応じた、施策の展開、交付金等の各種制度や財政 支援の充実並びに関係法令の整備など、さらなる支援・指導を期待します。

